

平成十八年三月三日受領
答弁第九九号

内閣衆質一六四第九九号

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外国捜査機関の日本国内における活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外国捜査機関の日本国内における活動に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別具体的な事例に即して判断する必要はあるが、一般論としては、外国の捜査機関が我が国の領域内で我が国の同意を得ずして捜査権を行使することは認められない。

二について

お尋ねについては、外務省としては承知していない。